



1 緑の基本計画及び生物多様性地域戦略について

1-1 これまでの国立市緑の基本計画

(1) 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」とは、都市緑地法第4条に基づき、市町村がその区域内における緑の保全と創出に関する取組について、目標とそれを実現させるための施策についてまとめた、緑に関する総合的な計画です。

国立市では、都市の利便性や効率性、快適性に加え、地域の自然と歴史に基づいた都市のあり方を示し、その実現に向けた目標や指標を示すことを目的として、平成15(2003)年に「国立市緑の基本計画」(以下、「前計画」)を策定しました。

(2) 「前計画」のコンセプトと施策展開の考え方

「前計画」は当時の緑の基本計画のなかでは特徴的な、生物多様性保全の考え方を中心とした計画であり、「生き物と共に暮らせるまち・くにたち」をコンセプトとしていました。また、①自然豊かなまちづくり、②緑と文化を育むまちづくり③美しさと安らぎをおぼえるまちづくりの3つのテーマを基に、緑の将来像を描き、実現に向けた施策を推進してきました。

1-2 これからの国立市における緑の基本計画

(1) 緑の基本計画改定の考え方

前計画の策定から20年が経過し、その間社会情勢は変化し、緑を取り巻く状況も変化しています。期待される緑の機能は多岐にわたり、市民の安心安全や生活の質の向上に直結するものもあります。前計画をアップデートするとともに、これまでの施策の整理と新たに市民の緑に対する意識やニーズを踏まえた形で、緑の基本計画を改定します。

(2) 生物多様性地域戦略としての位置づけ

「生物多様性地域戦略」とは、生物多様性基本法第13条に基づき、生物多様性の保全及び持続可能な利用を促進するために国が策定した国家戦略を基本にして、各地域の自然的社会的条件に応じた生物多様性に係る課題に対して、よりきめ細やかな取組を進めるための計画です。「緑の基本計画」と「生物多様性地域戦略」の策定については、国土交通省、環境省が各々定めた「生物多様性地域戦略策定の手引き」において「緑の基本計画を生物多様性地域戦略としても位置づけ、一本化することも1つの手法である」とされています。

また、生物多様性保全は世界的に重要視されており、令和5(2023)年に閣議決定された「生物多様性国家戦略2023-2030」では、生物多様性の損失を止め、回復させていくという「ネイチャーポジティブ」の考え方を示しています。豊かな生物多様性から得られる生態系サービスを持続的に享受していくためには、ネイチャーポジティブの実現が不



可欠であり、生物多様性、生態系サービスの基盤となる「緑」の保全が不可欠です。このように、国立市のこれまでの緑の基本計画の位置づけや、社会情勢を踏まえ、緑の基本計画改定に当たっては、生物多様性保全を最重要項目の一つとして引き続き捉え、緑の基本計画の改定と併せ、生物多様性地域戦略を策定します。

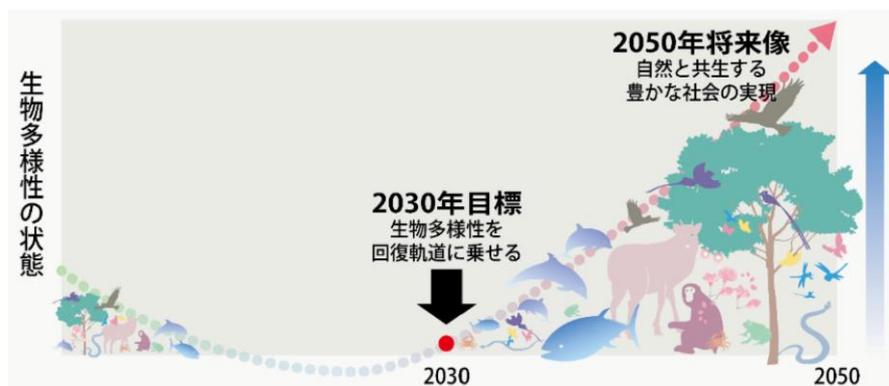


図1-1 ネイチャーポジティブ実現のイメージ

出典：東京都生物多様性地域戦略より抜粋

(3) 緑にまつわる社会情勢の変化

緑の基本計画改定に当たって、押さえておくべき社会情勢の変化を整理しました。

①地球規模での環境リスクの深刻化

地球規模において、気候変動や自然災害の激甚化・頻発化、生物多様性の損失等の環境リスクが深刻化し、課題となっています。

気候変動対策では、我が国において、令和2（2020）年に「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、令和12（2030）年度に温室効果ガス排出量を平成25（2013）年比で46%削減することを目標としました。東京都では、令和12（2030）年までに温室効果ガス排出量を2000年比で50%削減する「カーボンハーフ」を表明し、「ゼロエミッション東京戦略」の取組を加速しています。本市においても、令和3（2021）年2月にゼロカーボンシティを表明し、温室効果ガス排出量を令和12（2030）年度までに、平成25（2013）年度比で60%以上削減する目標に取り組んでいます。

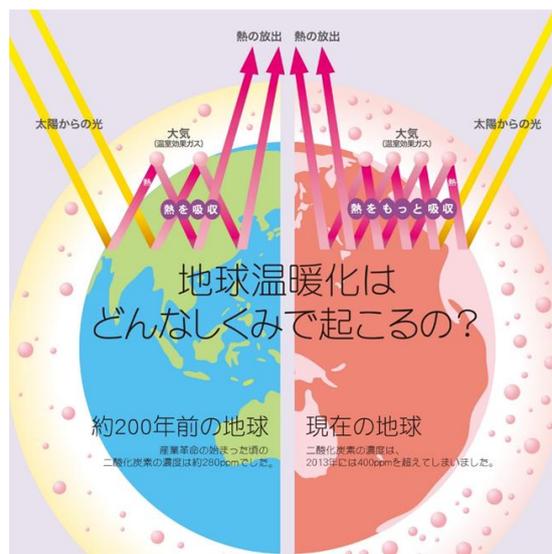


図1-2 地球温暖化のしくみ

出典：温室効果ガスインベントリオフィス／全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト





②生物多様性保全に関する世界的な取組

生物多様性保全に関する世界的な取り決めとして、令和4（2022）年12月、生物多様性条約第15回締約国会議において、「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」が採択されました。このなかで、前述した「ネイチャーポジティブ」の考え方が示されています。これを受け、国は生物多様性国家戦略2023-2030を策定、東京都も東京都生物多様性地域戦略を改定し、ネイチャーポジティブの実現に向けた施策を推進しています。

また、生物多様性国家戦略の目標として、令和12（2030）年までに陸域、水域の生態系を30%まで回復させる「30by30」という考え方が示され、この実現が様々な地域課題の解決につながる事が示されています。

30by30実現後の地域イメージ ～自然を活用した課題解決～

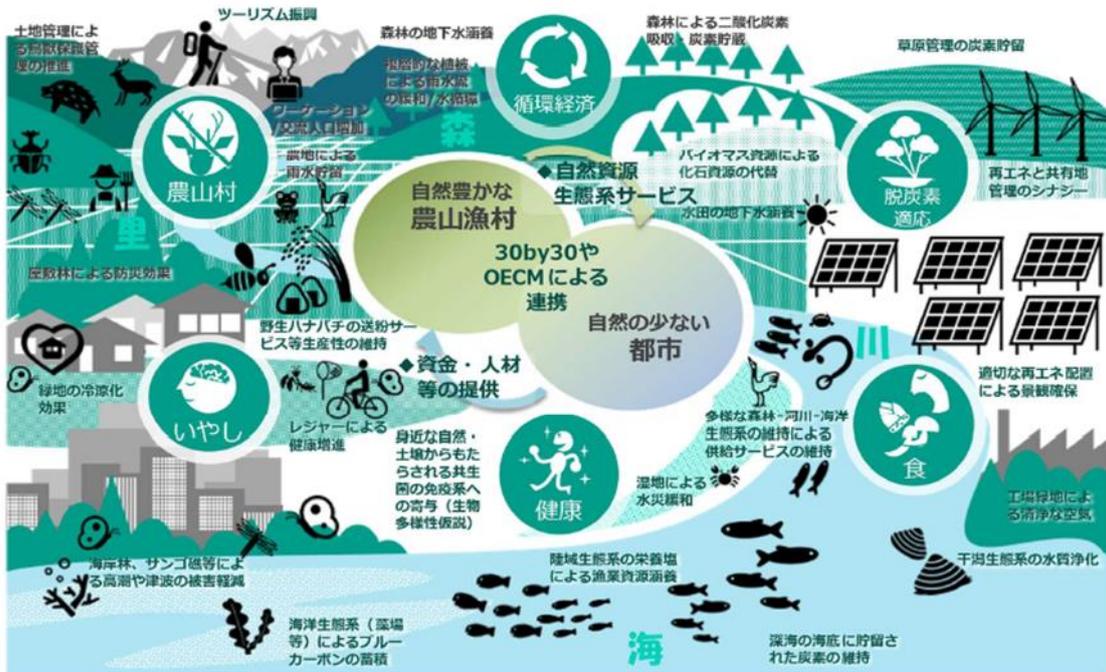


図 1-3 30by30 実現後の地域イメージ

出典：生物多様性国家戦略2023-2030～ネイチャーポジティブ実現に向けたロードマップ～より抜粋

③持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の加速

平成27（2015）年に国連において「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。「持続可能な開発目標（SDGs）」には、令和12（2030）年までに達成すべき17のゴールと169のターゲットが定められ、本計画では「11 住み続けられるまちづくりを」「13 気候変動に具体的な対策を」「15 陸の豊かさを守ろう」「17 パートナリシップで目標を達成しよう」の目標達成に貢献する施策を展開していきます。



④価値観の多様化やライフスタイルの変化

新型コロナウイルス感染症の流行により、3密を避けることができた公園緑地の利用率は向上し、その機能が見直されています。また、人間には“自然とつながりたい”という本能的欲求（バイオフィリア）があるとされており、自然に触れることのできる環境は、こうした欲求を充たして、リラックス効果やストレス軽減効果を与えてくれるといわれています。緑の中で身体を動かしたり、緑に触れたり、緑を介したコミュニティ形成を図ることで、「幸福度の向上」、「生産性の向上」、「創造性の向上」など、ウェルビーイングの向上につながります。

⑤グリーンインフラの推進による「自然と共生する社会」の実現

例えば、田畑は農作物が取れるだけでなく、雨水の貯留、浸透機能により、水害の軽減に役立ちます。また、緑地にも同じような機能のほか、地盤を支えることで土砂災害を防止、軽減したり、空気を生み出してくれたり、自然環境が有する多様な機能をグリーンインフラと呼んでいます。

国では、令和5（2023）年9月に「グリーンインフラ推進戦略2023」を策定しました。東京都では、令和5（2023）年に「東京グリーンビズ」を策定し、東京の緑を「活かす」取組の一つとして、公共用地へのグリーンインフラの先行導入を推進しています。

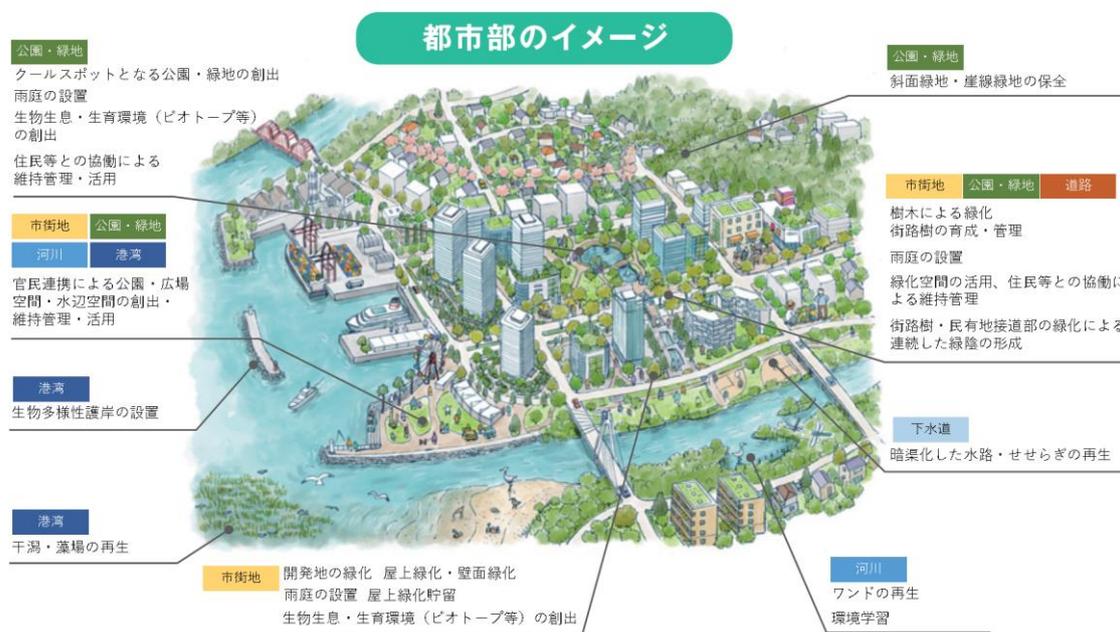


図1-4 グリーンインフラ概念図

出典：東京グリーンビズ（2024年1月発行）より引用



(4) 対象とする緑について

本計画における緑は、国立市緑化推進条例に基づく「市内にある樹林・竹林・樹木・生垣・草花」のほか、動植物の生息する環境（農地や河川・水路含む）を対象とします。

(5) 緑の機能と国立市における捉え方

緑の持つ機能や役割が、様々な社会課題の解決に寄与するとされ、令和6（2024）年には都市における緑地の質・量の確保を推し進めることを目的に、都市緑地法が改正されています。

本計画では、緑が持つ以下の機能について、緑に対する期待の高まりや前述した社会情勢等も踏まえつつ、維持・創出・質向上についての考え方、施策等を示します。

①生き物たちの生息空間

- ・「緑」には、その環境に応じて様々な動植物が生息しています。
- ・市内には多摩川や矢川、府中用水などの水辺空間、青柳崖線、立川崖線のほか社寺林などの自然性の高いまとまった緑、公園や街路樹、花壇などの連続する身近な緑、住宅の庭や事業地等における屋敷林や生垣などの点在する身近な緑があり、いずれも生き物たちの貴重な生息空間となっています。
- ・しかし、近年は温暖化の影響によると思われる生物相の変化や、外来種の増加、生息地の減少などが問題となっています。
- ・国立市における生物多様性保全を推進するためには、生き物の生息状況を把握し、保全に向けた検討をする必要があります。

②気温上昇の緩和や大気汚染の改善

- ・樹木は日射を遮る木陰を作り出すだけでなく、蒸散作用によって周辺の温度を下げる役割を果たしてくれます。
- ・地球温暖化の原因とされる温室効果ガスを吸収、固定することで、大気中の温室効果ガスを削減してくれます。

③レクリエーション・休息の場

- ・「緑」は動植物の生息空間としてだけでなく、私たちのレクリエーションや休息の場としても重要です。
- ・市内には90を超える公園緑地が存在します。面積の小さい公園も多いですが、都市の緑地として、子どもたちの遊びの場所となるだけでなく、自然とのふれあいの場所、体を動かせる場所、イベントやボランティア活動など、人々が交流できる場所など、ウェルビーイングを向上させていく上で重要です。
- ・開園から数十年が経過した公園は、設備の老朽化も進んでいますが、ソーシャルインクルージョンの観点も含め、だれもが活用できる、活用したくなるような魅力ある公園とは何か



を考えていく必要があります。

④自然災害に対する都市のレジリエンス機能

- ・気候変動に伴う、昨今の甚大な自然災害の発生など、都市はあらゆる問題に直面しています。自然災害の被害にも耐えられるレジリエント（強靱）なまちづくりが重要です。
- ・都市の緑地は、気温上昇の緩和のほか、雨水の吸収や土砂災害の防止など、レジリエンス機能の向上に向けた多面的な機能を有しています。
- ・緑地が有する機能である、雨水の吸収や地下への浸透については、湧水として湧出するなど、国立市においても健全な水循環に貢献しています。
- ・谷保第三公園や城山公園などの公園緑地は、災害時の避難場所として活用することが想定されています。
- ・引き続き、自然災害に対する都市のレジリエンス機能を維持していく必要があります。

⑤四季・歴史・文化を形成する景観機能

- ・「緑」は、大学通りやさくら通り、旧本田家の屋敷林など、四季の移ろい、地域の歴史や文化を含む景観を形成する機能を持ち、賑わいを創出する効果を持っています。
- ・これらの景観を形成する緑は、市に賑わいを創出する効果を持っています。
- ・農地も国立市にとって重要な緑・景観のひとつであり、特に、南部地域を中心に広がっています。近年は、農家の高齢化や担い手不足などから、宅地化が進んでいます。
- ・国立市らしい景観を形成する緑について、市民のニーズ等を踏まえ、後世に引き継ぐための課題の整理が必要です。





(6) 計画の位置づけ

本計画は、「国立市第5期基本構想」やまちづくりの基本プランである「国立市都市計画マスタープラン」を上位計画とし、広域的な視点として、国や東京都の諸計画と整合を図ります。また、「国立市景観づくり基本計画」、「国立市環境基本計画」、「国立市地球温暖化対策実行計画」、「国立市総合防災計画」、「国立市第3次農業振興計画」等と連携を図ります。

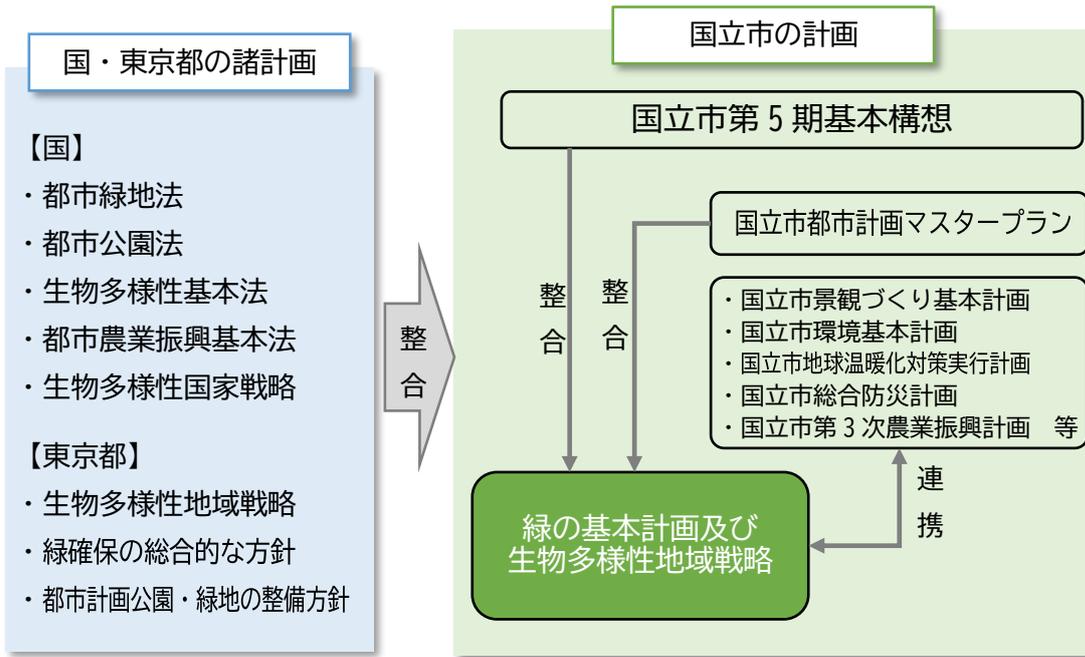


図 1-5 計画の位置づけ

(7) 計画期間

本計画は、令和7（2025）年度から令和16（2034）年度までの10年間とします。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	2031年	2032年	2033年	2034年
国立市緑の基本計画 及び 生物多様性地域戦略	→									

図 1-6 計画期間

(8) 計画の対象区域

計画の対象は、市全域とします。



コラム 「生物多様性」とは？ なぜ生物多様性を保全する必要があるのか？

●生物多様性とは

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのことです。

地球上の生きものは 40 数億年という長い歴史の中で、様々な環境に適応して進化し、3,000 万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、また、全てが直接的・間接的に支えあって生きています。

その多様性には、生物多様性条約で、次の3つのレベルがあるとしています。

① 生態系の多様性

森林、里地里山、河川、湿原、干潟、サンゴ礁などいろいろなタイプの自然があります

② 種の多様性

動植物から細菌などの微生物にいたるまで、いろいろな生きものがあります

③ 遺伝子の多様性

同じ種でも異なる遺伝子を持つことにより、形や模様、生態などに個性があります

●生物多様性を保全する意味

豊かな生物多様性は、水や空気、食料や薬の原料の供給をはじめ、気候や大気の調整、自然との触れ合いの場の提供、生き物の生息環境の形成など、「生態系サービス」と呼ばれる様々な自然の恵みをもたらし、私たち人間はそれを享受することで、豊かに暮らすことができます。

しかし、日本における生物多様性について、人間活動に伴う以下の4つの危機があると言われています。

- ・ 開発や乱獲による種の絶滅や生息地の減少
- ・ 里地里山などの手入れが不足して自然の質が低下
- ・ 外来種などによる生態系のかく乱
- ・ 気候変動など地球環境の変化

毎日の食事や医療、文化、産業のどれをとっても、自然の恵みがなければ成り立ちません。生物多様性を保全することは、地球で暮らす人間にとっても非常に重要なことなのです。



参考：環境省ホームページ

<https://www.env.go.jp/guide/info/ecojin/ocmsites/20230719.html>

<https://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/policy/valuation/service.html>

